

自動車税の納期限は
5月31日(月)です

自動車税の納入通知書は、5月7日ごろにお送りします。最寄りの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで5月31日(月)までに納めてください。

なお、自動車税の領収証書には継続検査用の納税証明書がついていますので、車検証と一緒に大切に保管し、車検の際に使用してください。

また、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳などを持っている方のために使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、申請により自動車税が減免されます。

なお、納期限後に申請の手続きをされた場合には、申請の翌月以降の月数に応じ年税額の月割相当額が減免されるようになりますのでお忘れにならないようご注意ください。

福島県相双地方振興局県税部
〒0244-2611 127

平年金事務所

国民年金保険料の
退職(失業)による特例
免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、市区町村役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、平成22年度は月額1万5,100円(平成21年度は1万4,660円)の保険料を納めることとなります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除制度を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は次のように扱われます。①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。②老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

●退職(失業)時の特例免除制度
また、免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

役場職員に次のとおり異動発令がありました。
平成22年4月1日付

町職員人事

	新	旧	氏名
課長職	建設課長	建設課長兼建設グループリーダー	賀澤 正
	町民課長兼税務グループリーダー	町民課福祉環境グループリーダー兼老人福祉センター所長	鯨岡 英博
グループリーダー職	町民課町民保健グループリーダー兼保健センター所長	町民課町民保健グループリーダー	青木 寿之
	町民課福祉環境グループリーダー	総務課企画グループサブリーダー	根本 茂
	建設課建設グループリーダー	建設課建設グループサブリーダー	坂本 久男
	町民課児童保育グループリーダー兼保育所長	総務課総務グループサブリーダー	大和田 俊
グループサブリーダー職	総務課総務グループサブリーダー	町民課町民保健グループサブリーダー兼保健センター所長	松本 貴文
	教育委員会出向 教育グループサブリーダー兼幼稚園長	町民課児童保育グループサブリーダー兼保育所長	松本 記美子
	町民課町民保健グループサブリーダー	町民課総括主任主査(町民保健グループ)	秋田 賢治
グループ員職	教育委員会出向 総括主任教諭	教育委員会出向 主任教諭	根本 なみ子
	町民課総括主任保育士(児童保育グループ)	町民課主任保育士(児童保育グループ)	北郷 恵子
	教育委員会出向 主任主査(公民館)	町民課主任主査(福祉環境グループ)	岡 修一
	町民課主任主査(町民保健グループ)	町民課主任主査(税務グループ)	猪狩 裕一
	総務課主任主査(総務グループ)	議会事務局出向 書記(主任主査)	遠藤 義宏
	町民課主任主査(町民保健グループ 保健センター)	町民課主任主査(町民保健グループ)	小松 和真
	町民課主任主査(福祉環境グループ)	総務課主任主査(企画グループ)	松本 房幸
	町民課主任主査(税務グループ)	教育委員会出向 主任主査	林 澄子
	町民課主任主査(福祉環境グループ)	総務課主任主査(総務グループ)	北郷 功
	教育委員会出向 主任主査(公民館)	教育委員会出向 主査(公民館)	志賀 裕一
	教育委員会出向 主査	町民課主査(児童保育グループ 児童館)	鈴木 恵
	議会事務局出向 書記(主査)	教育委員会出向 主査	久保田 隆之
	教育委員会出向 主査	町民課主査(町民保健グループ)	根本 忠幸
	総務課主査(企画グループ)	総務課主事(企画グループ)	佐藤 和也
	町民課副主任保健師(町民保健グループ)	町民課保健師(町民保健グループ)	鈴木 梨紗
	町民課児童厚生員(児童保育グループ)	教育委員会出向 教諭	松下 愛

	新	氏名
新採用	総務課 主事(総務グループ)	齋藤 真人
	町民課 主事(町民保健グループ)	鈴木 政人
	教育委員会出向 教諭(幼稚園)	根本 茉紀

	旧	氏名
退職 (平成22年3月31日付)	町民課長兼税務グループリーダー兼児童保育グループリーダー	松下 功
	教育グループサブリーダー	高木 幸一
	教育グループサブリーダー兼幼稚園長	木田 つや子
	町民課総括主任主査(福祉環境グループ)	根本 正子

手続き

●特例免除の申請には、住民票のある市区町村役場へ「国民年金保険料免除申請書」を提出(郵送可)する必要があります(申請書は市区町村役場または年金事務所(旧社会保険事務所)にあります)。

●手続きに必要なものは、①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの、②認め印(本人が署名する場合は不要)、③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)となります。

●被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職(失業)によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者にかわり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が右の退職(失業)時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっていきます。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

免除制度と追納制度の詳細については年金事務所にご相談ください。

平年金事務所

〒02446-2315 5611

http://www.nenkin.go.jp/

●平成22年 全国山火事予防運動統一標語●

消さないで 小さな命の 帰る場所

富岡消防署

これから暖かくなる春を迎え、火入れの開始や入山者が増えてくる季節となりました。山では枯れ葉や枯れ草が多くなることに加え、空気の乾燥や季節風などの気象条件などから、山火事発生の危険性が高い時期となります。

林野火災の出火原因は、たばこの投げ捨て、たき火、火入れなどの不始末が半数以上を占め、総合的に見ると8割近くが人為的原因で発生しています。



※山火事の多くは人災です。私たち1人ひとりが気をつければ防ぐことができる災害なのです。大切な地球の未来を守るため、山火事防止のご協力をお願いします。

山火事予防の5つのポイント

- ①枯れ草などのある火災が起こりやすい場所では絶対にたき火をしない。
- ②たき火や野焼きをするときは周囲にも知らせ、1人では行わない。
- ③風が強いときや空気が乾燥しているときには、たき火や野焼きはしない。
- ④たばこの火は必ず消し、絶対に投げ捨てない。
- ⑤火遊びはしない。

つけましたか? 住宅用火災警報器

大切な命を守るために、住宅用火災警報器を1日でも早く設置しましょう!

火災による死者の7割は住宅から発生しており、住宅火災により亡くなった人の約5割が「発見の遅れ」によるものです。住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知して警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。

※一般住宅の寝室などに住宅用火災警報器を平成23年5月31日までに設置することが定められています。

平成23年5月31日まで
残り426日
(平成22年4月1日現在)

- ①設置場所 寝室、階段(寝室がある階の階段最上部に設置)
- ②設置の方法
 - *防災設備取扱店やホームセンター、家電量販店、電気器具販売店などで購入できます。
 - *ドライバーで簡単に取り付けることができます。
 - *天井・壁にネジで取り付けると、フックで壁に掛けるものがあります。
 - *広野町では、住宅用火災警報器設置者に対して補助金を交付しています。詳しくは、役場福祉環境グループへ ☎27-2115
 - *消防署が直接販売を行ったり、特定の業者に販売を依頼することはありません。悪質な訪問販売にご注意ください。

■お問い合わせ先 富岡消防署 ☎22-2119 榎葉分署 ☎25-2119 川内出張所 ☎38-2119